

会社の乗っ取り、お家騒動等は、数多く経験するが、経営権の争奪をめぐる争いである。

攻める側は会社の資料を全部出せと迫り、守る側は開示を拒み秘匿の策を弄(ろう)したりする。

まずは、この種の前哨戦から始まるが、勢い法定ルールを無視したり、感情の対立も加わってその争いが激化する。

そこで、以下、株式会社を例にして、経営情報の収集の方法とこれに対抗する措置につき、概観することにした。

(1) 法人登記簿
取締役の氏名と代表取締役の住所氏名、取締役会設置会社の定め、監査役設置会社との監査役の氏名と監査範囲、特別取締役による議決のときの特別取締役の氏名等
発行済株式の総数と種類(種類ごとの数)、発行可能株式総数、発行する株式の内

容、単元株式数、株券発行会社
のときの内容、株主名簿管理
人を置いたときの住所氏名
新株予約権に関する事項、
貸借対照表等の公告事項
(2) 定款
取締役の人数、取締役を株

経営情報の収集と拒絶

匠プラザ21 経営法務大学

(以下同じ)、閲覧・謄抄本の交付が請求できる。

(3) 株主名簿
株主の住所氏名、株式数、
株主が株式を取得した日、株
券発行会社ときの株券番号
株主および債権者は、請求

の理由を示して、請求時のものに限り閲覧・謄写の請求ができる。

これに対して、会社は、次の事由があるとき、閲覧等請求を拒絶できる。

① 権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求したとき、② 会社の業務の遂行を妨げ又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき、③ 閲覧等によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき、④ 過去2年以内において同じく通報を行っていたとき

主に限定する/株主総会に出席できる代理人資格を制限する/取締役解任の要件を加重する定め
定款は、株主および債権者は、営業時間内ならいつでも

◆計算書類および会計帳簿の閲覧請求
取締役会設置会社は、定時株主総会招集の通知に際して、取締役会の承認を受けた計算書類(貸借対照表、損益計算書等)や事業報告書の提出が義務付けられている。

株主および債権者は、計算書類(監査役設置会社は監査報告や会計監査報告も)の閲覧・謄抄本の請求ができる。

会計帳簿(仕訳帳・総勘定元帳・補助簿等)については、計算書類とは違い、総株主の議決権又は自己株式を除く発行済株式の100分の3以上を有する株主でないとき、閲覧・謄写の請求ができないし、また、理由の開示が求められる。

後者の請求に対しては、株主名簿の場合に準示した四つの事由に加えて、「当該会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み又はこれに従事するものであるとき」は、

拒絶ができる。

◆議事録の閲覧・謄写の請求
株主総会議事録は、株主および債権者が、理由を示すことなく、閲覧・謄写請求ができる。

会社が正当な理由もなく閲覧等の請求を拒むと、取締役等が100万円以下の過料に処せられる。

取締役会議事録については、会社の機密事項が含まれていることがあるので、次の制約が付く。取締役会設置会社で、監査役等取締役の業務執行を監督する機関がない株主は、その権利を行使する必要があるとき、閲覧等の請求ができる。

監査役設置会社となると、裁判所の許可が要る。

会社の拒絶には、仮処分の申立て提起、裁判所の提出命令をもって救済を求める手段がある。

(弁護士・浦田益之)